

低所得の子育て
世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、食費などの物価高騰の影響を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯を支援するために、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)が支給されます。

☎ こども未来課 子育て支援係
☎ 286 - 3117

支給対象者

次の①～③のいずれかに該当する人。

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者(6月24日振り込み済)
- ②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る場合に限りです。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額

児童1人当たり一律5万円

同給付金(その他世帯分)は現在、申請受け付け準備中です。準備ができ次第、町ホームページや広報紙面などでお知らせします。

申請手続き

支給対象者①に該当する人

申請する必要はありません。6月24日に、令和4年4月分児童扶養手当の支給を受けた口座に、県から振り込まれています。

支給対象者②か③に該当する人

申請手続きが必要です。次の書類をそろえて、こども未来課(役場仮設庁舎1階③番窓口)に申請してください。

必要書類

- ・申請書(こども未来課窓口か町ホームページで入手できます)
- ・戸籍謄本(児童扶養手当の受給資格者で全額支給停止中の人は不要)
- ・通帳かキャッシュカードの写し
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)の写し
- ・【②に該当する人のみ】令和2年1月～12月の申請者本人の収入(所得)額の分かる書類(課税証明書、年金決定通知書、年金額改定通知書など)
※申請者と生計を同じくする扶養義務者(配偶者・父母など)に収入(所得)がある場合、その人の分も必要です。
- ・【③に該当する人のみ】令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したことが確認できる、任意の月の収入(所得)額の分かる書類(給与明細書など)
※申請者と生計を同じくする扶養義務者(配偶者・父母など)に収入(所得)がある場合、その人の分も必要です。
- ・その他、追加書類(申請者の状況で必要となる場合があります)

申請期限

令和5年2月28日(火)
※不備があった場合、期限までに必要書類をそろえ提出しないと、受け付けできませんのでご注意ください。

詐欺などにご注意ください!

自宅や携帯電話へ町から問い合わせを行うことはありますが、ATM(現金自動預払機)の操作のお願いや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

児童扶養手当の「現況届」を忘れずに

児童扶養手当の受給者(停止中の人も含む)は、引き続き手当の対象となるかを審査するため、毎年8月中に「現況届」の提出が必要です。

対象者には8月上旬にお知らせを送付しますので、

手続きをお願いします。

※現況届を提出しない場合、11月分以降の手当を支給できませんのでご注意ください。

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 286 - 3117